

## 大阪市プレミアム付商品券 2026 事業業務委託 仕様書

## 1. 業務名称

大阪市プレミアム付商品券 2026 事業業務委託

## 2. 業務目的

昨今のエネルギー価格や原材料価格の高騰により事業者を取り巻く環境は厳しい状況にあり、市民の暮らしにも影響を与えている。

こうした状況を踏まえ、大阪市内の対象店舗のみで利用可能な商品券（プレミアム率 30%）の発行による消費の下支えを通じた地域経済の活性化を図ることを目的として本事業を実施する。

## 3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4. 履行場所

本業務の拠点となる事務所は、受注者が確保する。

## 5. 発行する商品券について

項目	内容
種類	商品券はスマートフォンなど（以下「モバイル端末」という。）での決済のほか、二次元コード付き紙商品券やプリペイドカードなど電子的に利用者及び店舗の決済情報を受注者において即時確認できるものに限る。ただし、モバイル端末を保有していない方も利用可能な商品券とする。
プレミアム率	30%
プレミアム分の総額	18,600 百万円
発行口数	620 万口
1 口あたりの構成	13,000 円（うちプレミアム分 3,000 円）
販売価格	10,000 円
利用期間	令和8年7月中旬～令和9年1月中旬 なお、商品券の利用状況や社会情勢の激変等により、期間を変更する場合がある。また、利用開始日は契約締結後、発注者の提案により受注者と協議のうえ変更する場合がある。
販売限度口数	1 人あたり 4 口まで。 ただし、発行口数に余剰が生じる場合は、限度口数の変更を可能とする。
販売対象者(利用者)	大阪市内居住者（世帯構成等にかかわらず原則として 1 人 1 申請限りとする。）
販売方法	公平でわかりやすく、利便性の高い手法であること。また、情報セキュリティに十分な配慮を行うこと。なお、販売時に発生する手数料等の費用は事務費に含むものとする。

利用方法	店舗側が利用者の商品券をモバイル端末で読み取る支払い方法のほか、利用者がモバイル端末により店舗に設置された二次元コード等を読み取る方法での支払いも可能とするなど、モバイル端末の利用が困難な利用者及び店舗の双方に配慮した手法であること。
換金方法	店舗の負担が最小限であり、かつ安全確実な方法により、月2回以上商品券の利用額を入金すること。なお、入金にかかる振込手数料等の費用は、事務費に含むものとする。
使用対象外となる物品又は役務等	<p>(1)出資や税金、振込代金、振込手数料及び保険料、電気、ガス、水道、電話料金、家賃・地代、駐車料等債務の支払い。</p> <p>(2)有価証券、電子マネー、商品券（ただし、本事業の利便性を高めるために発行するものとして発注者が認めたものを除く。）、ビル券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。</p> <p>(3)たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入。</p> <p>(4)当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票（宝くじ）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入。</p> <p>(5)競馬法（昭和23年法律第158号）第6条に規定する勝馬投票券の購入。</p> <p>(6)モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第10条に規定する舟券の購入。</p> <p>(7)自転車競技法（昭和23年法律第209号）第8条に規定する車券の購入。</p> <p>(8)小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）第12条に規定する勝車投票券の購入。</p> <p>(9)保険診療対象となる医療費の支払い。</p> <p>(10)介護保険の対象となるサービス費の支払い。</p> <p>(11)事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入。</p> <p>(12)土地・家屋等の不動産、車や金などの資産性の高いものの購入。</p> <p>(13)前払い代金のうち、物品の購入若しくは借受け又は役務の提供を受けるのが利用期間の最終日を越えるものの支払い。</p> <p>(14)コンビニエンスストア等での収納代行等への支払いが実質可能となる支払い。</p> <p>(15)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（以下「風営法」という。）第2条に該当する営業に係る支払い。</p> <p>(16)特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものに係る支払い。</p> <p>(17)その他、前各号に類するもの、又は、社会通念上、商品券利用対象として発注者が適当と認めないもの。</p>

転売等への対応	商品券（事前の引換票を含む。）は、交換、転売その他の現金化及び同居の親族その他身の回りの世話をしている者以外への譲渡はできないものとし、これらの行為の防止に対する適切な措置を講じること。
留意事項	商品券のデザイン等は発注者と調整を行い決定すること。 商品券の発行にあたっては偽造防止や販売場所の確保等、必要な措置を講じること。

## 6. 本事業の対象とする店舗（参加店舗）について

### （1）参加店舗の要件等

大阪市内に実店舗のある小売、飲食、サービス業の店舗とする。

ただし、以下の店舗を除く。

- ・不動産業を営む店舗及び風営法第2条に該当する役務提供店舗
- ・役員等（個人事業主にあっては代表者及び店長等）が暴力団員及び暴力団密接関係者（大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者）と認められる店舗
- ・その他発注者が不適当と認める業種及び店舗

### （2）参加店舗数

約25,000店舗を想定

## 7. 業務内容

### （1）事務局の設置

契約締結後速やかに、業務全般の総括や発注者との連絡調整窓口を担う事務局を設置すること。

### （2）商品券の発行及びシステムの提供

上記5.に記載の内容及び以下の条件を満たす商品券の発行並びに商品券にかかるシステムを構築・運用すること。

- ① 商品券の発行、流通、決済、管理、換金（商品券の利用額に応じた参加店舗に対する支払い）を行う上で、必要となる各種システムを構築・運用すること。
- ② 決済にスマートフォンを活用する場合は、iPhone（iOS）及びAndroid端末の双方に対応するなど幅広い機種で利用可能なものであること。
- ③ 発注者が必要とするデータ（参加店舗、利用実績、換金状況等）を随時確認できる管理者画面を作成すること。
- ④ 商品券の発行、決済など店舗及び利用者によるシステム利用期間中は常時システムを稼働させるとともに、冗長性を確保し運用の安定性及び信頼性を高めること。万一、システム障害が生じた場合は参加店舗及び利用者に損害が生じないよう必要な対策を講じるとともに、速やかな復旧を図ること。

### （3）商品券の販売

上記5.に記載の内容及び以下の条件のとおり販売を行うこと。

- ① 利用者にとって利便性が高くかつ公平な販売方法であるとともに、販売口数に余剰が生じる場合を除き、販売限度口数（1人あたり4口まで）を担保する措置を講じること。  
ただし、販売口数に余剰が生じる場合にあっては完売に向けた措置を優先して講じること。
- ② 購入希望口数が発行口数を上回る場合は、無作為抽出による公平公正な方法での抽選により購入者を決定すること。  
ただし、発注者が別に定める規約に照らし無効と認められる申込や1人からの複数申込の

場合における販売（予約販売を行う場合は申込期限）の最後の申込以外は抽選対象からあらかじめ除外すること。販売（予約販売を行う場合は申込受付）の際は、利用方法、購入条件、発注者が別に定める規約などの情報を市民に十分周知すること。

③ 購入申込者が大阪市内居住者であることなど購入要件を満たしているか、正確に審査を行うこと。

④ 利用期間開始前に利用者が商品券を購入し、利用開始日には商品券を利用可能な状態とすること。

ただし、利用開始日までに、発行口数全ての商品券を利用可能な状態にすることがシステム負荷や販売場所の混雑などの観点から困難と見込まれる場合は、利用開始日を複数回に分ける提案も可とする。

この場合、第1回目の利用開始日は上記5.のとおりとし、第2回目以降の利用開始日は発注者と協議のうえ設定し、全ての利用者に十分な利用期間を確保するよう配慮すること。また、販売（予約販売を行う場合は申込受付）についても分割することを可とする。

なお、利用期間が利用者毎で異なることとなるため、その公平性を担保する方策（全ての申込受付を行った後に抽選で利用者毎の利用開始日を決定するなど）及び平等な周知方法についてもこの場合は併せて提案すること。

⑤ 販売に伴う売上金は、換金（未利用による発注者への納付金等を含む。）を行うまで、適切に管理すること。

⑥ 発注者からの要求に応じ、要求時点における販売状況等を書面（電子メールによる提出可）により報告すること。

⑦ 虚偽申込や転売などの不正行為を防止する措置（チェック方法、利用者周知など）をあらかじめ講じるとともに、不正が認められた場合には速やかに必要な措置を講じること。

また、不正の疑いが認められる事象については発注者に速やかに報告するとともに、対応について協議すること。

⑧ その他商品券の販売の詳細については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

#### （4）参加店舗の募集・選定

① 店舗からの申請を受け付けるシステムを構築し、募集・申請受付・審査を行うこと。なお、システムによる申請が困難な店舗にも配慮した措置を講じること。

② 上記6.（1）の要件を満たす店舗を参加店舗として正確に選定すること。対象業種であるかなど、疑義が生じた場合は、店舗への架電や店舗HP、実地調査等により確認を行うこと。

③ 参加店舗の募集は令和8年4月上旬から開始し、令和8年8月中旬までを行うこと。ただし、募集期間については参加店舗の拡大や利便性の観点からより長く確保することが望ましいため、期間延長も検討すること。また、参加店舗の募集開始日は契約締結後、発注者の提案により受注者と協議のうえ変更する場合がある。

④ 参加店舗に対して、商品券の決済に必要となる二次元コード等、商品券の利用に必要となるツールを漏れなく提供するとともに、わかりやすい運用マニュアル（店舗参加規約を含む。）を作成し提供すること。

⑤ 参加店舗からの申請時には、参加要件等への同意及び店舗参加規約等を遵守する旨の誓約を義務付けること。

⑥ 参加店舗に対して、商品券の利用方法への理解を高め、利用を円滑に進めるために必要な措置（説明会の開催、リーフレットや動画の作成、店舗への訪問による説明等）を講じること。

⑦ 参加店舗に対して、参加店舗であることの目印となるポスター（フルカラー、A4サイズ以上）及び、レジ付近に設置可能なステッカー等を作成のうえ、それぞれ1枚以上提供すること。

- ⑧ 参加店舗に対して広報ツールのデータ提供を行い、店舗の裁量で広報ツールを活用（店内掲示、自社HPやSNSでの発信等）できるようすること。
- ⑨ 発注者からの要求に応じ、要求時点における参加店舗のリストを提出すること。
- ⑩ 参加店舗数が上記6.(2)の想定数を著しく下回る場合は、発注者と協議のうえ参加店舗の増加に向けた必要な措置を講じること。
- ⑪ その他参加店舗の募集・選定の詳細については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

#### (5) 事業の広報

- ① 広報にあたっては、専用のWebサイトを作成すること。また、ポスター、チラシ等の広報物の作成、各種メディアを活用した事業周知等、店舗及び利用者向けに効果的な広報を行い、事業の認知度向上を図ること。
- ② 事業の対象業種である店舗に対して、本事業に関する説明動画を店舗募集開始に合わせオンライン配信すること。
- ③ 商店街や商業団体等と調整のうえ、希望する団体等向けに説明会を開催すること。なお、開催方法（集合型又はオンライン）や場所等については、商店街等の希望を踏まえ、可能な限り柔軟に対応すること。
- ④ 事業の対象業種である店舗に対して、架電や訪問による参加促進活動を行うこと。  
なお、前回実施した「大阪市プレミアム付商品券2023」の参加店舗一覧の提供が必要な場合は、契約締結後に発注者に申し出るとともに、利用範囲及び利用方法について発注者と協議すること。
- ⑤ 専用Webサイト上に、参加店舗一覧を掲載するとともに、参加店舗を簡易に検索できるようにしておくこと。また、地図検索サービス等の活用により、参加店舗の場所がわかるようにしておくこと。  
なお、参加店舗一覧は販売（予約販売を行う場合は申込受付）開始までにその時点の最新情報を掲載し、以降は参加店舗の増加に応じて速やかに最新情報に更新していくこと。
- ⑥ 販売開始日におけるキックオフイベントや、商店街等と連携したイベント等の実施など、商品券の利用を促進する活動を行うこと。
- ⑦ 利用者に対し、商品券の利用方法及び利用可能店舗をわかりやすく周知する取組を行うこと。
- ⑧ その他広報の詳細については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

#### (6) 商品券の換金（商品券利用額に応じた参加店舗に対する支払い）

- ① 参加店舗の負担が極力少なく、安全確実な方法によること。
- ② 換金期限について、商品券の利用後、原則1ヶ月以内に換金を完了すること。
- ③ 換金は月2回以上行うこと。ただし、年末年始等、月2回の換金が困難な事情等がある場合は、発注者との協議により換金日の調整を可能とし、参加店舗にとってデメリットが少なく合理的な換金日を別途設定するなどの措置を講じること。
- ④ 店舗側の責に帰することのできない事由がある場合を除き、換金期間外に換金はしないものとする。
- ⑤ 上記④の場合や、商品券が利用期間内に利用されない等、換金されなかつた売上金については、業務完了後に速やかに精算のうえ発注者に納付すること。

#### (7) 店舗及び利用者からの問合せ対応

- ① 本事業にかかるコールセンターを開設し、店舗及び利用者等からの問合せ等に対応すること。
- ② コールセンターは、上記(4)の店舗の募集開始までに開設し、令和9年2月中旬まで設置すること。

③ 対応時間

9時から17時30分まで（土曜、日曜、祝日及び年末年始を含む。）を基本とする。

ただし、問合せの増加が想定される期間は、オペレーター人員の確保や時間延長を行うなど問合せに対し速やかに対応できる体制を整えること。

※ 前回実施した「大阪市プレミアム付商品券2023」における対応状況は以下のとおりなので参考とすること。

なお、本業務委託では、前回実施事業から発行口数が大幅に増加しているので参考とする場合は留意すること。

●大阪市プレミアム付商品券2023

利用期間：令和5年12月11日～令和6年5月31日

申込受付期間：<商品券> 1次：令和5年10月3日～10月20日

2次：令和5年12月1日～12月22日

<参加店舗>令和5年9月15日～令和6年1月31日

(発行口数432万口、商品券申込件数132万件、参加店舗数：2.5万件)

【コールセンター対応実績】 (件)

	利用者	参加店舗	合計
9月	1,644	903	2,547
10月	15,117	2,378	17,495
11月	11,830	2,399	14,229
12月	51,506	7,491	58,997
1月	3,237	1,038	4,275
2月	8,073	418	8,491
3月	1,795	273	2,068
4月	648	176	824
5月	1,015	192	1,207
6月	48	75	123
合 計	94,913	15,343	110,256

④ コールセンターへの通話料は一般電話回線程度とすること。ナビダイヤル、フリーダイヤルは原則として使用しないこと。

⑤ 問合せの概要や件数について、原則として土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く毎日、発注者に書面（電子メールによる提出可）により報告を行うこと。

(8) システム運用とセキュリティについて

商品券の発行、利用及び店舗募集システム等、本事業に供するシステム全般について、不具合等なく円滑な運用を行うとともに、不正防止や、個人情報及び店舗情報等の保護等、セキュリティに万全の対策を講じること。

(9) 事業実績等の報告書作成

① 業務実施内容の詳細のほか、参加店舗での利用額や利用者数、利用回数等の詳細を集計のうえ、店舗の規模別や業種別、区ごと等エリア別の利用状況がわかる報告書を作成すること。

- ② 事業の効果検証について、参加店舗や利用者へのアンケートを実施するとともに経済波及効果を推計した報告書を作成すること。

## 8. 業務委託料の支払

### (1) 事務費分

業務委託料のうち事務費分は、下表の期間における業務履行部分について、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

なお、商品券の発行口数に応じた費用（発券にかかる手数料など）の不要分については発注者と協議のうえ、第2回支払時に精算するものとする。

第1回	契約締結日から令和8年7月31日までの業務履行部分
第2回	令和8年8月1日から業務完了までの業務履行部分

### (2) プレミアム分

発注者が業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、受注者はプレミアム分に充当する経費に限り、前払いによる業務委託料の概算支払いを請求することができるものとする。概算支払いを請求した場合は、プレミアム分の残額を（1）事務費分の第2回支払い時に精算するものとする。※詳細は概算払に関する特約条項を参照すること。

なお、概算支払いを請求しない場合は、確定額を（1）事務費分の第2回支払い時に支払うこととする。

## 9. 成果報告書の納入

本業務の実施内容に関する上記7.（9）の報告書及び関係資料一式について、以下のとおり提出すること。

### (1) 提出物とその部数

上記7.（9）の電子媒体（CD-R等）及び紙媒体 各1部

なおCD-R等の提出については、ウィルスチェックを行うこと。

成果品提出後に、不備等が発見された場合は、受注者の責任において訂正すること。

納入物	納入期限
業務実績報告書（中間報告）	令和8年8月31日
業務実績報告書（最終報告）	令和9年3月31日

### (2) 納入場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

（大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビル 0's（オズ）棟南館4階）

## 10. その他

（1）受注者は、本業務の目的を十分に理解したうえで、業務を遂行すること。

（2）発注者より提供するデータに含まれる個人情報及び法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は行わないこと。また、提供データについては業務完了後、履行期間終了日までに発注者へ返却するとともに、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。本業務における成果物は全て発注者に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与、又は使用してはならない。

（3）本業務において、事業者や利用者等から苦情・相談等を受けた場合には、適切に対応する

とともに、速やかに発注者に報告すること。

- (4) 業務の円滑な遂行にあたっては発注者と綿密に打合せ等を行うこととし、当該打合せ等に係る議事録については、受注者が作成し、次回打合せまでに発注者へ提出のうえ、発注者の確認を受けること。
- (5) その他、本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議を行い、指示に従うこと。
- (6) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施し、別紙により報告すること。

## 公正な業務執行に関する特記仕様書

### (職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「コンプライアンス条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪市経済戦略局企画総務部総務課）へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪市経済戦略局企画総務部総務課）へ書面で報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

## 再委託に関する特記仕様書

1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 委託業務における商品券の発行及び管理に係る業務

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であつてはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用するなどを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

【別紙】

障がいを理由とする差別の解消の推進  
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

1 事業者名等

事業者名		
担当者名		
連絡先		

2 研修内容

月　日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)